

供託規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

供託手続における利用者の負担軽減等を図るため、供託規則（昭和34年法務省令第2号。以下「規則」という。）について、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

(1) 代理人の権限を証する書面の原本還付に関する改正（規則第9条の2関係）

供託物払渡請求書等の請求書に添付した代理人の権限を証する書面について、供託物払渡請求書等の請求書に係る請求のためにのみ作成された委任による代理人の権限を証するものを除き、原本還付の請求を認めるものとする。

(2) 供託金払渡請求書の記載事項等に関する改正（規則第22条、第25号書式、第30号書式関係）

小切手の振出しの方法により供託金の払渡しを受けようとする場合について、他の方法（預貯金振込みの方法等）により払渡しを受けようとする場合と同様に、その旨を請求書に記載しなければならないものとするとともに、請求書の書式について所要の改正を行う。

(3) 代理人の預貯金に振り込む方法により払渡しを受けようとする場合の添付書類に関する改正（規則第26条関係）

委任による代理人の預貯金に振り込む方法により供託金の払渡しを受けようとする場合について、他の方法（小切手の振出しの方法等）により払渡しを受けようとする場合と同様に、規則第26条第3項第4号及び第5号の規定（官公署から交付を受けた供託の原因が消滅したことを証する書面又は規則第30条第1項に規定する証明書を添付して払渡請求をする場合における印鑑証明書の添付省略を定める規定）の適用の対象とするものとする。

(4) その他

前記(2)の改正等に伴う所要の改正を行う。

3 施行期日

令和7年12月1日（予定）